

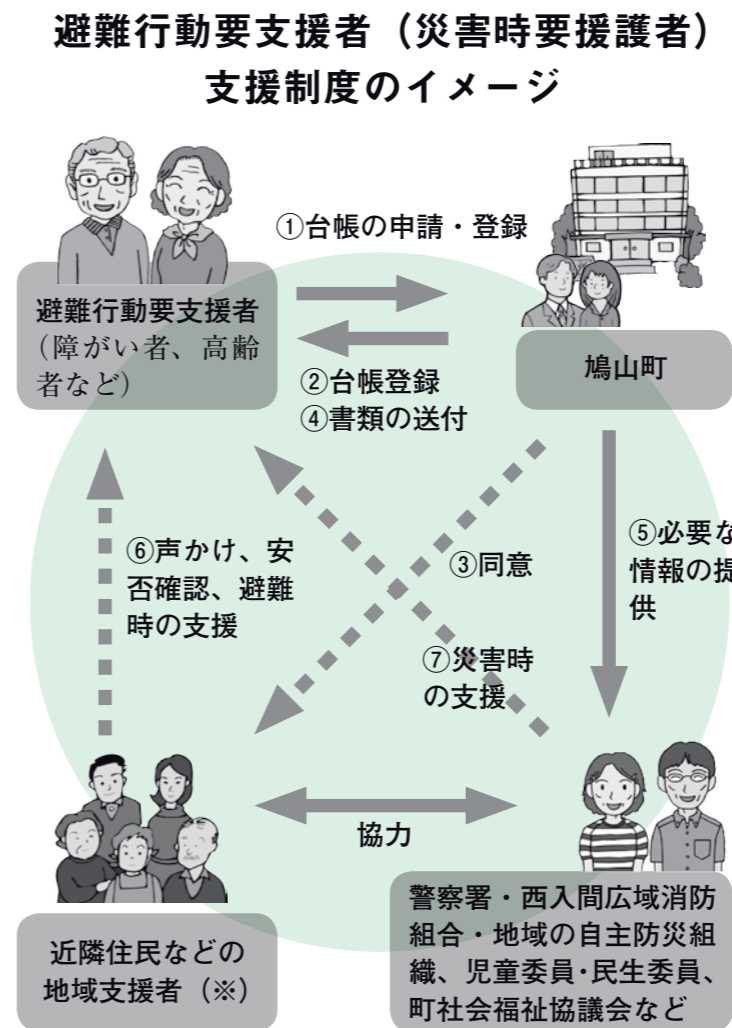
## 避難行動要支援者の支援体制の充実へ 6月から民生委員・児童委員が 訪問活動を行います

町では、災害時のセーフティネットワークを構築するため、災害時に一人で避難できない方を対象に、災害時の安否確認や避難支援を行う「避難行動要支援者支援制度」を実施しています。

この制度は、高齢者や障がい者など、一人で避難ができない方（避難行動要支援者）の情報を登録した避難行動要支援者台帳を作成し、災害時の避難支援や安否確認、平常時の声かけや見守り活動に役立ちます。その際、声かけや安否確認を行うのが「地域支

援者」です。この地域支援者を決めるには、まずは要支援者の方にお話を伺います。そして町が民生委員・児童委員に適任者を推薦してもらい、地域支援者になる方から同意をもらい決定します。（左図参照）

平成27年3月末現在、避難行動要支援者台帳には345人の要支援者と269人の地域支援者が登録されています。



※避難行動要支援者に対し、災害時に避難情報を伝えたり、安否確認や避難誘導をする方です。原則、要支援者の近隣の住民の方（顔なじみの方）が地域支援者となるようお願いしています。

## さわやかでつくりよう伸ばそう 元気のもと 平成27年度さわやか健康教室 参加者募集

今年も「さわやか健康教室」を開催します。今年のテーマは「ロコモティブシンドローム（略称：ロコモ、和名：運動器症候群）予防」です。

いつまでも 健やかに「いきいき」と過ごすためのヒントを楽しく学びませんか。しっかりとした体づくり、体力チェック、いきいき生活の

ための食事のことなど、みんなで楽しみながら健康長寿を目指しましょう！

■対象 町内在住の60歳以上の方

■会場 町保健センター

■期日 左表のとおり（全10回）

■時間 午前10時～11時50分  
受付は午前9時20分から

■受付後、毎回、血圧測定（健康相談含む）を行います。プログラムにより時間を延長する場合があります。

■定員 30人（新規申込者を優先します）

■費用 無料 ※ただし、茶話会（②・⑩）は1000円、調理実習（⑦）は3000円の自己負担があります。

■申込 5月22日（金）までに町保健センターまたは役場東出張所にある参加申込書に必要事項を記入し、前記のいずれかに提出してください。参加者決定後、詳しいご案内などをお送りします。

■その他 ●基本体操を毎回30分程度行いますので、運動できる服装、上履き（スリッパ不可）でお越しください。●6回以上出席された方には、修了証書をお渡しします。

■問合せ 町保健センター  
☎29612530

期 日	教室の内容（予定）
①6月2日（火）	開講式、オープニングセミナー「まずは自分の体力を知ろう！体力測定①」
②6月16日（火）	「効果的なコミュニケーション」、茶話会
③7月3日（金）	「しっかりとした体をつくり、動くための“食”を学ぼう」
④7月28日（火）	「ロコモ予防のための体操講座パートⅠ」 「血管をしなやかに！体の調子を整える“食”」
⑤8月7日（金）	「男のおしゃれ・女のおしゃれ1day講座」～プロが教えるミドル・シニア世代のきれいなアップポイント～
⑥8月25日（火）	「ロコモ予防のための体操講座パートⅡ」 「質と量を考えたかきこい“食”を」
⑦9月25日（金）	「おいしい！楽しい！元気になる食生活」～実践編～（簡単な調理・会食を含む）
⑧10月9日（金）	「健口で健康に！」
⑨10月23日（金）	「どのくらい若返りましたか。体力測定②」、「結果の見方」「地域の活動を知ろう～教室後の生活を考える」
⑩11月6日（金）	「次のステップを語ろう」 茶話会、閉講式など

※この教室は「鳩山町健康づくりサポーターの会」との協働事業として、また、東京都健康長寿医療センター研究所との共同研究事業の一環として開催します。

## 「地域支援者」の活動へもご協力を

町では、地域支援者を近隣の住民の方に依頼する活動を、民生委員・児童委員の皆さんにご協力いただき進めています。6月は台帳登録者を対象に個別訪問を実施します。

すでに避難行動要支援者台帳に登録している方を対象に、登録内容の確認と、要支援者を支援する「地域支援者」への活動の呼びかけも行いますので、皆さまのご協力をお願いします。なお、訪問する民生委員・児童委員は必ず身分証明書を携帯しています。ご心配の場合は町健康福祉課にご確認ください。

災害発生時にすぐ対応できるのは、近隣の住民の方です。要支援者が安心して暮らせるためには、ご近所にお住まいの地域支援者のご協力は必要不可欠です。普段からの見守りや災害時の支援を受ける環境は、要支援者にとってとても心強いことです。安心できる地域づくりに、ぜひご協力ください。

■申込・問合せ 役場健康福祉課 ☎2961241

## 5月は「自転車マナーアップ強化月間」 自転車のルール守っていますか

平成26年中の埼玉県内の交通事故については、発生件数・負傷者数は10年連続減少し、死者数も、前年より4人減少し165人でした。そのうち、自転車利用者の死者数は31人で、前年に比べ11人減少したものの、全交通事故死者の18.7割を占め、なお憂慮される状況です。

また、多くの自転車事故死傷者に何らかの交通違反がみられることが多いため、自転車利用者の交通ルールの遵守とマナーの向上が求められています。

町では、5月の「自転車月間」にあたり「自転車安全利用五則」の徹底を図り、自転車事故の根絶を目指します。

6月1日からは、改正道路交通法の「自転車運転者講習制度」も始まり、信号無視や酒酔い運転など、危険なルール違反を繰り返す運転者には、講習の受講が義務化されます。今後は、ますます自転車運転に対する意識改善が求められます。皆でルールを守り合い、安心で安全な町にしましょう。

■申込・問合せ 役場生活環境課 ☎29615894

## 《自転車安全利用五則》

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - ・飲酒運転の禁止
  - ・2人乗り、並進の禁止
  - ・夜間はライトを点灯
  - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用
  - ※定期点検と損害賠償保険の加入も忘れずに！



### 鳩山町プレミアム付商品券発行事業 商品券取扱加盟店募集説明会

町内の商店や事業所などで利用できる「鳩山町プレミアム付商品券」の発行に伴い、次のとおり商品券取扱加盟店の募集説明会を開催します。（プレミアム付商品券の詳細は6月号でご案内します。）

対象：町内事業者（商工会非会員も可） 日時：5月19日（火）①午後2時から ②午後7時から ※同内容を2回実施 場所：鳩山町商工会 2階会議室 問合せ：鳩山町商工会 ☎296-0591

【プレミアム付商品券の概要】 販売開始：7月（予定） 販売対象者：町内全世帯 販売金額：1冊10,000円 内容：1枚1,000円の商品券13枚を1冊（13,000円分）として販売 購入限度：1世帯5冊 問合せ：役場政策財政課 政策推進担当 ☎296-1212

パパママを応援する情報が満載

## ご利用ください 「子育て支援ガイドブック」

町では、「子育てのまち・鳩山」を子育て世帯により実感してもらうため、子育て支援に関する情報をまとめた「子育て支援ガイドブック」を作成しました。  
ガイドブックには、妊娠・出産、親子の健康などの情報のほか、子育て中の方が利用できる各種支援サービスや、子育てに悩んだときや子ども

を預けたいとき、子どもと外に出かけるときの情報など、パパママの子育てを応援する情報が満載です。左記の公共施設等に設置してありますので、子育てのさまざまな場面でご利用ください。  
なお、このガイドブックは、全額県の補助金を活用して作成したものです。

■問合せ 役場健康福祉課 社会福祉担当  
☎296-1241



各公共施設や  
子育て支援施設など  
で配布します

### 「子育て支援ガイドブック」 設置場所一覧

- ◆役場健康福祉課
  - ◆役場東出張所
  - ◆保健センター
  - ◆町立鳩山幼稚園
  - ◆ひばり子育て支援センター
  - ◆ひばり保育園
  - ◆ひばりゆりかご保育園
  - ◆学童保育おしゃもじ山クラブ
  - ◆学童保育室銀河鉄道'90
  - ◆ニュータウンふくしプラザ
- ※5月中旬に配布する予定です。

## 多世代活動交流センター 「チャレンジ・スペース」の 利用者を募集します

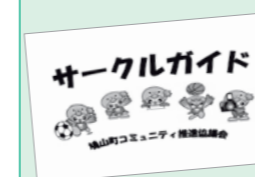


事業所やサークル活動など、さまざまな活動の拠点としてご利用ください。

■対象団体等 次の①～④のいずれかに該当する団体  
①町内に在住または在勤する方で構成される団体 ②町と連携する町内および近隣の大学など ③公共的な機関 ④町内に本拠を置く事業所  
■貸付けをする部屋 多世代活動交流センター3階①号室（松ヶ丘四丁目1-1）  
■利用できる日・時間 祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く毎日・午前9時～午後8時30分  
■貸付期間 平成27年6月1日から、1年単位で2回まで更新可能です。（最長3年）  
■貸付料（月額） 1万3千円～5万2千円（団体の営利・非営利区分、収入によって変わります。）  
■募集期間 5月1日（金）～20日（水）  
■応募（申請）方法 役場政策財政課（庁舎2階）の窓口にて「チャレンジ・スペース利用希望申請書」に必要事項を記入し、収入を示す書類と併せて政策財政課へ提出してください。（午前8時30分～正午、午後1時～5時の間）  
■契約 旧松栄小学校3階チャレンジ・スペース活用指針（平成20年2月1日制定）に基づき契約を締結します。ただし、希望が重なった場合は、抽選などにより選考します。  
■その他 原状貸付、原状回復返還となります。※机などの備品や電話回線およびインターネット設備などはありません。（今後も整備予定なし）  
■問合せ 役場政策財政課 政策推進担当  
☎296-1212（直通）

## 平成27年度「サークルガイド」新規登録を受付中

町コミュニティ推進協議会では、みなさんのコミュニティ活動の輪をさらに広げようと『平成27年度版鳩山町サークルガイド』を発行します。  
登録方法：コミュニティ推進協議会事務局（役場総務課）、役場東出張所、中央公民館、今宿コミュニティセンターの各窓口にて用意してある「新規登録票」に必要事項をご記入の上、6月26日（金）までに提出してください。※すでに登録されている団体については、代表者あてに「登録確認票」を郵送します。  
問合せ：町コミュニティ推進協議会事務局（役場総務課内） ☎296-1214



## 若い世代にも多い 女性特有のがん 2年に1度は「乳がん・子宮がん検診」を受けましょう

日本では、女性特有のがんで、年間1万人以上の女性が命を落としています。  
「忙しい」「自覚症状がない」と受診を先に伸ばしていませんか。「がん」を早期発見・早期治療するためには、定期的・継続的にがん検診を受けることが大切です。町では、皆さんのご都合に合わせて受診できる個別検診を実施しています。

部細胞診検査、30歳以上はHPV検査  
■料金 頸部：1700円 頸部・体部：2500円  
■乳がん検診（30歳以上） 30歳代は問診・視触診（医師の判断によりX線）、40歳以上は問診・視触診・乳房X線検査  
■料金 視触診：700円 視触診・X線検査：1700円  
■受診方法 実施医療機関（詳細はお問い合わせください）

い）のうち、ご希望の医療機関に直接予約してください。「診断票」は保健センターまたは東出張所にあります。保険証をご持参の上、「鳩山町の個別検診」とお申し出ください。料金は受診の際、医療機関の窓口でお支払いください。※受診日当日70歳以上の方、生活保護受給者は無料です。  
■その他 平成26年度に受診された方は、平成27年度の検診はご遠慮ください。また、妊娠中の方（子宮がん検診は生理中の方も）は受診できません。  
■問合せ 町保健センター ☎296-12530

## 軽度・中等度難聴児補聴器購入 入助成制度をご利用ください

町では、身体障害者手帳交付の対象にならない軽度・中等度難聴児に対して、言語の習得などに一定の効果が見込まれる場合に、補聴器購入費用の一部を助成しています。  
平成27年4月からFM型補聴器を必要とする場合、FM型受信機等が加算できるようになりました。  
■対象 町内在住の18歳未満の難聴児（両耳の聴力レベルが70デシベル未満）で、補聴器の装用により言語の習得など一定の効果が期待できると医師が判断する方  
■補助額 補聴器を購入する費用と町が定める基準額（詳細はお問い合わせください）を比較して、少ない額の3分の2の額（100円未満切捨て）を助成します。  
■申請方法 交付申請書に必要事項を記入の上、身体障害者福祉法に規定する医師（第15条指定医師）が交付する交付意見書および補聴器の見積書（庁舎1階）へ提出してください。

TEL 296-1241  
FAX 296-3390  
■問合せ 役場健康福祉課 障害者福祉担当

## 子宮がん・乳がん検診 費用を一部助成します

町では、4月以降に指定医療機関以外で子宮がん・乳がん検診を受診された方を対象に、検診費用の一部助成を開始しました。  
■対象者 町内に住民登録がある30歳以上の女性（子宮がんは20歳以上の女性）  
※町の集団検診、個別検診で年度内に当該検診を受けた方、事業者が労働者に対して行う健康診断において年度内に当該検診を受けた方、各がんについて治療中の方または医師から経過観察の診断を受けている方は対象外となります。  
■助成期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日  
■助成額 検診自己負担額から各検診料金（右記参照）を除いた額とし、町が実施する個別検診における医療機関との委託金額を限度とします。  
■助成回数 2年度につき1回  
■助成方法 検査費用の全額をお支払い後、次のものを持参の上、町保健センターに申請してください。  
①子宮がん等検診費用助成金交付申請書兼請求書（保健センターにあります）  
②検診を受けた医療機関の発行する領収書と検査を証する書類 ③検診結果がわかる書類 ④クーポン券対象の場合は、使用していないクーポン券 ⑤印鑑（認印可） ⑥本人の振込先の口座が確認できるもの

### ご相談ください！知的障害者相談員

知的障害者相談員は、町長から委託を受け、知的に障がいがある方やその家族からのさまざまな相談に応じ、必要な指導や助言を行います。相談は無料で相談の内容など秘密は固く守られます。  
●知的障害者相談員：齋藤 多美子さん  
（連絡先：鳩山支援センターはばたき ☎296-1639）  
●問合せ 役場健康福祉課 障害者福祉担当 ☎296-1241



## 対象児童一人あたり3000円支給 子育て世帯臨時特例給付金の申請をお忘れなく

国では、消費税率引き上げの影響を踏まえ、子育て世帯に対する臨時特例的な給付措置として、「子育て世帯臨時特例給付金」を昨年度に引き続き支給します。平成27年度は、対象児童一人あたり3000円に支給額が変更となります。

給付金を受け取るには、申請が必要となります。申請対象者のうち、平成27年5月31日時点で町に住民票がある方は、次のとおり申請をお願いします。申請書は、児童手当の受給者に毎年通知している「現況届」と併せて、5月下旬に対象者に送付します。（役場健康福祉課窓口でも入手可）

■対象者 平成27年6月分の児童手当の受給者  
※平成27年6月分の特例給付の受給者（平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方。左表参照）は対象外です。

■対象児童 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童  
※今回は「臨時福祉給付金（後述）」の支給対象となる児童

申請書を  
児童手当の  
「現況届」と併せて  
5月下旬に  
送付します



【参考】児童手当 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

※収入額の目安は、給与収入のみで計算しています

も対象になります。  
※生活保護制度の被保護者にあたる児童も対象となります。

■支給額 対象児童一人あたり3000円

■申請先 役場健康福祉課 社会福祉担当

■申請期間 6月から概ね6か月間（詳細は5月下旬に送付する書類でご案内します。）

※原則として、申請期間外の申請は受け付けられません。

■提出書類 ①申請書、②本人確認書類（住民基本台帳カード・運転免許証など）

※申請者の負担軽減の観点から、今年度の申請書は、児童手当の現況届と一体となった申請書となる予定です。

■注意事項 ●給付金の支払いは、国の示すスケジュールに合わせて行います。●申請後、書類などの審査を行いますので、支払いまでに一定の期間がかかります。

■問合せ  
【申請方法に関すること】  
役場健康福祉課  
☎296-1241

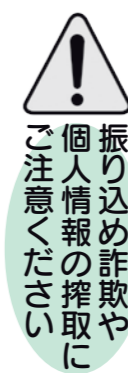
【制度に関すること】  
厚生労働省（専用ダイヤル）  
☎0570-0371192

臨時福祉給付金について  
昨年度に引き続き、低所得者に対し「臨時福祉給付金」を支給します。

■対象者 町民税が課税されていない方（町民税が課税されている方の扶養親族等を除く）

■支給額 一人あたり6000円

※申請方法等の詳細は後日案内します。



振り込め詐欺や  
個人情報情報の搾取に  
ご注意ください

給付金の支給に関して、町や厚生労働省などが、ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることや、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。また、現時点で、住民の皆さまの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することも絶対ありません。

ご自宅や職場などに、町や厚生労働省の職員などをおたつた電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず役場健康福祉課または最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

## 鳩山町民海の家利用期間を変更します

平成27年度から、町民海の家利用期間は7月1日から8月31日までの期間限定に変更になります。なお、補助対象などの要件に変更はありません。

補助対象：町内在住の4歳以上の方。開設期間中、1人1泊以内。  
※補助対象施設一覧は町ホームページよりご覧いただけます。 開設期間：7月1日～8月31日 補助額：1泊3,000円（会計時に控除）  
問合せ：役場町民課 ☎296-5891



## 暮らしを便利に公平・公正な社会へ マイナンバー（社会保障・税番号）制度が始まります

◆マイナンバーとは  
住民票を有するすべての方に一人ひとつの番号を付して、社会保障（年金・雇用・医療・福祉）、税、災害対策の分野で、効率的に情報を管理するためのものです。マイナンバーにより、複数の機関に存在する個人の情報が、同一人の情報であることを確認するために活用されます。

手続が早くなる、各種申

請の際の添付書類が省略される、所得やサービスの受給状況などが把握しやすくなるなどのメリットがあります。

◆自分のマイナンバーはいつわかるの？  
平成27年10月から一人ひとりに12桁のマイナンバーが付番され、番号の記載された通知カードが住民票の住所に送付されます。詳しくは随時お知らせします。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

◆申請すると無料で交付される「個人番号カード」  
「個人番号カード」は、ICチップがついたカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真、裏面にマイナンバーが記載されます。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Tax等の電子申請などが行える電子証明書も搭載されます。

### ◆もっと詳しく知るには？

制度概要などは内閣府官房ホームページ（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>）に掲載しています。また、国のマイナンバー制度専用ダイヤルでは、ご質問などを受付けています。

マイナンバー制度専用ダイヤル  
☎0570-20-0178（平日午前9時30分～午後5時30分）

個人番号カードは、町に申請した方に（申請書は通知カードに同封予定）、平成28年1月以降交付される予定です。



## はとやま 雑感

町長 小峰孝雄

### 【今月のテーマ】財政調整基金

平成27年度の一般会計予算ですが、3月定例議会で可決・承認をいただきました。今年度予算の最大の課題は、財政調整基金を取り崩すことなく編成することでした。



特別職の給料削減をはじめ、さまざまな努力を行いました。約1,300万円の財政調整基金を取り崩すこととなりました。

取り崩しはしましたが、執行段階の努力で、最終的な決算では、逆に積み立てることが可能な範囲と考えております。平成27年度決算では、5,000万円程度の積み立てを目標にしています。さらに、3年間で、現在の財政調整基金約1億5,000万円を3億円程度まで積み立てることを中期目標としています。



その財政調整基金ですが、「自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金」とされています。その年の単年度固有の事業を実施するにあたり、財源が不足する場合には取り崩し、そうでないときに積み立てるための基金です。

その意味では、ここ数年、国の有利な交付金・補助金を活用し、インフラ整備を進めた結果であり、本来の使い方を行ったといえます。



しかし、平成27年度当初予算段階での経常収支比率は、約95%です。経常収支比率とは、一般財源に占める毎年同じように支出される経常経費の割合です。逆に言えば、残りの5%がインフラ整備などのその年固有の政策的経費で少なすぎます。

せめて10%強は欲しいところ。今の鳩山町の財政上の課題は、経常経費を削減し、将来の町の発展に必要な投資的経費を確保することです。

